能本県農業融資指導要領

第1条(趣旨)

この要領は、農業制度資金を活用して負債の負担軽減を行い農業経営の改善を図る 農業者等に対し、資金の融資機関をはじめとする関係機関が連携し、効果的な指導を 行うため、熊本県農業融資指導指針(平成14年3月策定)に沿って、関係資金要領 要綱等の指導に係る規定の共通事項を定めるものとする。

第2条(対象資金)

前条に定める関係資金の範囲は次のとおりとする。

- (1) 熊本県農業負債整理関係資金運営要領第2条第1項に定める2資金(経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金)
- (2) 畜産特別資金(大家畜経営体質強化資金、大家畜経営活性化資金、大家畜経営 改善支援資金、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金)、畜産経営維持緊急支 援資金等
- (3) 自作農維持資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営維持安定資金等過去において融資された負債整理資金のうち県が利子補給及び利子助成を行っているもの

第3条(指導班の設置)

融資機関は、関係資金の要領要綱等に基づき、経営改善に係る計画策定及び指導を行う指導班を設置するものとする。

2 指導班は、関係資金の要領要綱等に基づき、次の関係機関により指導の実情に応 じ弾力的に構成するものとする。

農協、市町村(農業主管課及び農業委員会)、県農政事務所及び地域振興局(農業普及・振興課)、県畜産協会、専門農協及び同連合会、県家畜保健衛生所

- 3 農協の指導班構成員は、金融担当部署、営農指導担当部署、購買・販売担当部署、 関係支所など関連する部署から横断的に選任するものとする。
- 4 認定農業者を対象に指導班を設置する場合は、市町村の担い手育成総合支援協議 会が実施する指導活動との連携に留意するものとする。

第4条(指導班の設置期間)

指導班は、経営改善計画の検討及び策定を行う際に設置し、当該計画期間中継続して設置するものとするが、当初想定した期間内に経営改善が充分達成されない場合は、借入された資金の償還期間の範囲内でさらに延長するものとする。

第5条(指導班の実績報告)

融資機関(自作農維持資金にあっては農業委員会)は、定期的に指導班会議を開催して経営改善指導を行うとともに、年間の経営実績及び指導実績を取りまとめ、評価を行ったうえで、各資金要領に定める様式により、毎年6月末までに経営改善状況報告書を市町村を経由し県農政事務所及び地域振興局に提出するものとする。

第6条(ヒアリングの実施)

県農政事務所及び地域振興局は、指導班から提出された経営改善状況報告書の内容について、毎年概ね7月末までに別記第1号様式によりヒアリングを実施し、経営改善計画の達成状況及び指導班体制の整備状況等について把握するものとする。

第7条(地域指導班連絡会議の設置運営)

指導班から提出された経営改善状況報告書の評価を行い、経営改善指導に係る地域の課題を検討するため、県農政事務所及び地域振興局に地域指導班連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は次の関係機関により構成するものとし、必要に応じ個別指導班構成員も参加するものとする。

指導班リーダー、市町村(農業主管課及び農業委員会)、県農政事務所及び地域振興局(農業普及・振興課)、日本政策金融公庫熊本支店、県農業信用基金協会、県畜産協会他関係機関

- 3 連絡会議は、各指導班から提出された経営改善状況の評価を行うとともに、次の事項を検討するものとする。
 - (1) 地域における技術指導の方針
 - (2) 経営改善に係る転換作物の選定
 - (3) 地域における経営診断指標の策定
 - (4) その他地域における検討課題
- 4 連絡会議は毎年8月末までに開催するものとし、その結果を別記第2号様式によりとりまとめ、連絡会議の意見を記入した別記第1号様式と合わせて毎年9月10日までに団体支援課に報告するものとする。
- 5 前項の開催結果は、県農政事務所及び地域振興局と関係農協との意見交換会議等 を年1回開催し、関係農協に通知するものとする。

第8条 (関係機関合同会議の開催)

地域指導班連絡会議の開催結果を評価し、経営改善指導に係る県段階の課題を検討するため、熊本県農業融資指導体制整備推進会議及び熊本県農業制度金融運営会議の合同会議(以下「合同会議」という。)を開催する。

- 2 合同会議は次の関係機関により構成し、県団体支援課が主催するものとする。 県農協中央会、農林中央金庫熊本支店、日本政策金融公庫熊本支店、県農業信用 基金協会、県畜産協会、(株)熊本アグリシステム、県農政事務所・地域振興局及び 地域農協(地域代表)、県団体支援課、担い手・企業参入支援課、農業技術課、農 産課、園芸課、畜産課
- 3 合同会議は、地域指導班連絡会議の開催結果を評価するとともに、次の事項を検 討するものとする。
 - (1) 部門別経営改善指導方針の検討
 - (2) 指導者研修会等の検討
 - (3) 経営改善指導に係る政策課題の検討
 - (4) その他県段階の検討課題
- 4 合同会議は毎年9月末までに開催するものとし、開催結果については会議構成機関、農政事務所及び地域振興局に報告し、地域における経営改善指導の参考にするものとする。

第9条(雑則)

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成14年4月1日から施行し、同日から適用する。

附目

この要領は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附目

この要領は、平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年5月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則

この要領は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用す

る。

附則

この要領は、平成21年11月30日から施行し、同日から適用する。

附則

この要領は、平成 2 2 年 5 月 2 0 日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。 附 則

この要領は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。